



山形県公報

平成16年11月30日(火)
第1598号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する

|                            |                  |      |
|----------------------------|------------------|------|
| 規程.....                    | (農政企画課)...       | 1281 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....         | (置賜総合支庁農村計画課)... | 1282 |
| 道路の区域の変更.....              | (村山総合支庁建設総務課)... | 同    |
| 同.....                     | (庄内総合支庁建設総務課)... | 1283 |
| 同.....                     | (同)...           | 同    |
| 同.....                     | (同)...           | 1284 |
| 同.....                     | (同)...           | 同    |
| 県道の供用の開始.....              | (同)...           | 同    |
| 同.....                     | (同)...           | 1285 |
| 同.....                     | (同)...           | 同    |
| 道路の位置の指定.....              | (置賜総合支庁建築課)...   | 同    |
| 一級河川最上川水系最上川の廃川敷地等の公示..... | (河川砂防課)...       | 同    |

### 公 告

|                      |            |      |
|----------------------|------------|------|
| 特定調達契約に係る落札者の公告..... | (情報企画課)... | 1286 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....   | (商業振興課)... | 同    |

## 告 示

山形県告示第1129号

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1467号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年利率1.25パーセント」を「年利率1.35パーセント」に改め、同条第2号イ(イ)中「年利率1.40パーセント」を「年利率1.50パーセント」に改め、同号イ(ロ)中「年利率1.55パーセント」を「年利率1.65パーセント」に改め、同号ロ(イ)中「年利率1.30パーセント」を「年利率1.40パーセント」に改め、同号ロ(ロ)中「年利率1.55パーセント」を「年利率1.65パーセント」に改める。

|     |            |            |   |
|-----|------------|------------|---|
| 別表中 | 年1.40パーセント | 年1.10パーセント | を |
|     | 年1.25パーセント | 年0.95パーセント |   |
|     | 年1.10パーセント | 年0.80パーセント |   |

|            |            |
|------------|------------|
| 年1.35パーセント | 年1.05パーセント |
| 年1.10パーセント | 年0.80パーセント |

|            |            |
|------------|------------|
| 年1.50パーセント | 年1.20パーセント |
| 年1.35パーセント | 年1.05パーセント |
| 年1.20パーセント | 年0.90パーセント |
| 年1.45パーセント | 年1.15パーセント |
| 年1.20パーセント | 年0.90パーセント |

に改める。

## 附 則

## （施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

## （経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は、平成16年10月27日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、平成16年10月27日以後に貸し付けられた資金に係る補助金について適用し、同日前に貸し付けられた資金に係る補助金については、なお従前の例による。

## 山形県告示第1130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成16年11月19日

## 山形県告示第1131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長            |
|--------------------------------------|---|------|----------------------|---------------|
| 天童市大字道満字藤野269番2から<br>同 乱川二丁目3番9まで    |   | 旧    | 16.0メートル<br>と<br>8.0 | メートル<br>1,660 |
| 同                                    | 上 | 新    | 16.0メートル<br>と<br>8.0 | 同上            |
| 天童市大字山口字大明神4276番10から<br>同 乱川二丁目3番9まで |   |      | 43.5メートル<br>と<br>9.0 | メートル<br>643   |

## 山形県告示第1132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮之浦坂野辺新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延長            |
|-----------------------------------|---|------|------------------------|---------------|
| 酒田市飯森山二丁目303番3から<br>同 錦町三丁目5番31まで |   | 旧    | 61.0メートル<br>と<br>7.2   | メートル<br>1,964 |
| 同                                 | 上 |      | 154.0メートル<br>と<br>33.5 | メートル<br>1,694 |
| 同                                 | 上 | 新    | 129.0メートル<br>と<br>33.5 | 同上            |

## 山形県告示第1133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長            |
|---------------------------------------------|---|------|----------------------|---------------|
| 酒田市大字茨野新田字川端52番から<br>飽海郡平田町大字砂越字堅田15番4まで    |   | 旧    | 37.4メートル<br>と<br>5.0 | メートル<br>1,013 |
| 酒田市大字茨野新田字川端52番から<br>飽海郡平田町大字砂越字谷地割143番19まで |   |      | 79.0メートル<br>と<br>5.0 | メートル<br>2,779 |
| 酒田市大字茨野新田字川端52番から<br>飽海郡平田町大字砂越字谷地割143番18まで |   | 新    | 79.0メートル<br>と<br>6.1 | メートル<br>2,778 |

## 山形県告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|-------------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 酒田市大字小牧字道ノ下51番4から<br>飽海郡平田町大字砂越字小形105番4まで | 旧    | 99.6メートル<br>↓<br>8.7  | メートル<br>2,431 |
| 酒田市大字小牧字道ノ下51番4から<br>飽海郡平田町大字砂越字小形33番4まで  |      | 99.6メートル<br>↓<br>12.8 | メートル<br>1,537 |
| 酒田市大字小牧字道ノ下51番4から<br>飽海郡平田町大字砂越字小形105番4まで | 新    | 99.6メートル<br>↓<br>11.2 | メートル<br>2,235 |

## 山形県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 砂越停車場山楯線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長                   |
|------------------------------------|------|-----------------------|-----------------------|
| 飽海郡平田町大字砂越字小形158番から<br>同 字柳田27番まで  | 旧    | 16.1メートル<br>↓<br>15.2 | メートル<br>90            |
| 飽海郡平田町大字砂越字小形156番3から<br>同 字柳田27番まで |      | 新                     | 18.6メートル<br>↓<br>15.1 |

## 山形県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 安田砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市大字茨野新田字川端52番から  
飽海郡平田町大字砂越字谷地割143番18まで
- 3 供用開始の期日 平成16年11月30日

## 山形県告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 酒田松山線
- 2 供用開始の区間 酒田市大字小牧字道ノ下51番4から  
飽海郡平田町大字砂越字小形105番4まで
- 3 供用開始の期日 平成16年11月30日

## 山形県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 砂越停車場山楯線
- 2 供用開始の区間 飽海郡平田町大字砂越字小形156番3から  
同 字柳田27番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年11月30日

## 山形県告示第1139号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私道置総建第259号
- 2 指定の場所 南陽市三間通字壇の越320 - 13、14
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル 延長55.109メートル
- 4 指定年月日 平成16年11月18日

## 山形県告示第1140号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系最上川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成16年11月22日
- 3 廃川敷地等の位置  
上流 米沢市大字花沢字下川原三3044 - 3番地先から  
下流 米沢市大字花沢字下川原三3044 - 3番地先まで  
上流 米沢市大字花沢字下川原三3044 - 8番地先から  
下流 米沢市大字花沢字下川原三3044 - 3番地先まで  
上流 米沢市大字花沢字下川原三3044 - 7番地先から  
下流 米沢市大字花沢字下川原三3044 - 7番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 1,908.67㎡

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、これらの落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量  
カートリッジ型磁気テープ装置及びLAN制御装置の賃貸借サービス 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098
- (3) 落札者を決定した日 平成16年9月21日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- (5) 落札金額 61,207,650円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。）第3条の公告を行った日 平成16年8月10日
- 2 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機組織の賃貸借サービス 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098
- (3) 落札者を決定した日 平成16年10月20日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北営業支店 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号
- (5) 落札金額 127,126,650円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成16年9月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年3月30日まで縦覧に供する。

平成16年11月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル大野目店  
山形市浜崎67番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興
- 3 変更する事項
  - (1) 駐車場の位置  
（変更前）縦覧に供する図面のとおりに  
（変更後）縦覧に供する図面のとおりに
  - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）13か所（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

（変更後）10か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

- (1) 縦覧に供する図面中第6駐車場に係る事項

平成16年11月19日

- (2) (1)以外の事項

平成17年8月1日

5 届出年月日

平成16年11月12日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年3月30日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成16年11月30日印刷  
平成16年11月30日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056